

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方により複製した文書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識す

ることができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、

当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては

五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第一百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第

一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なもの一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し

科する。

(経過措置)

第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

②
〔抄〕

附 則 (昭和二十四年六月六日法律第百九十四号)

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、
なお従前の例による。

附 則 (平成十二年四月七日法律第三十七号) 抄

1 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第

六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

3 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年十二月一日法律第百四十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、

第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(成立の時) 平成十八年四月十日

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年四月十三日法律第二十七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年七月六日法律第八十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則 (平成十七年十月二十一日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以

下略」

(施行の日) 平成十九年十月一日

附 則 (平成十九年三月三十一日法律第十号)

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年三月三十一日法律第十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十
- 二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

- 二 「略」

附 則 (平成十九年六月六日法律第七十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

(政令で定める日) 平成二十年一月一日

附 則 (平成十九年六月十三日法律第八十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条か

ら第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第

三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日まで

の間において政令で定める日

(政令で定める日) 平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五

条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、

第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで

の間において政令で定める日

(政令で定める日) 平成二十年四月一日

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第一百号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成十九年八月十日

(旧法の効力)

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法」という。)の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行

の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、旧法(第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更

をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間(以下「旧法適用期間」という。)は、なおその効力を有する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正

前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

一　国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二一八　【略】

附　則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

（施行の日＝平成二十一年一月一日）

附　則（平成二十一年三月三十一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし

し、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日＝平成二十一年六月一日）

附　則（平成二十三年五月二日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二十四年六月二十二日法律第三十二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日＝平成二十六年八月十八日）

附　則（平成二十七年七月十七日法律第五十九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成一十九年四月一日から施行する。「以下略」

附　則（平成二十八年五月十八日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日＝平成二十八年十月一日）

附　則（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十九年七月一日から施行する。

（施行期日）

四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第

十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭

和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二

十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から

施行する。

附 則（令和四年五月二十七日法律第五十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日＝令和四年六月十七日）

附 則（令和四年六月一日法律第五十七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。「以下略」

附 則（令和五年五月十九日法律第三十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「略」

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定

公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で

定める日

（政令で定める日＝令和六年二月十六日）

附 則（令和五年六月七日法律第四十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（令和五年六月七日法律第四十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

「以下略」

（施行の日＝令和七年四月一日）

附 則（令和五年十一月二十九日法律第七十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「以下略」

二 「略」並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十

一条から第四十三条までの規定「略」公布の日から起算して

三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令で定める日＝令和六年二月一日）

三一五 [略]

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十一年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）
使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名 称	根 拠 法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一年）

(注)

第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。